

平成 30 年 6 月 7 日現在

機関番号：12401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26370588

研究課題名(和文) 海外への「日本語の普及」に関する日本国民の意識・認識についての研究

研究課題名(英文) Japanese Peoples Awareness and Perception of the Spread of the Japanese Language Overseas

研究代表者

嶋津 拓 (SHIMAZU, Taku)

埼玉大学・人文社会科学部研究科・教授

研究者番号：90437848

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：日本の言語政策のひとつに、海外に対する「日本語の普及」がある。また、日本政府やその関連機関は、この「日本語の普及」事業の「必要性」や「重要性」を、その広報活動等において強調しているのだが、この事業の在り方については、それに焦点を合わせた世論調査も実施されたことがない。しかし、日本が今後も「日本語の普及」という営みを継続していくのであれば、それに対する日本国民の意識や認識についても調査・分析しておく必要がある。本研究は、その意識や認識に関する調査・分析を行い、もって海外に対する「日本語の普及」事業の将来的な在り方について展望することを目的として、実施した。

研究成果の概要(英文)：One of the Japanese government's language policies is the "spread of the Japanese language" overseas. In their public relations and other activities, the government of Japan and related Japanese government agencies are emphasizing the "necessity" and "importance" of projects for the "spread of the Japanese language." But until now, no public opinion surveys that focus on the "spread of the Japanese language" have been carried out. However, if Japan is to continue its work on the "spread of the Japanese language" into the future, then there seems to be a need to first investigate and analyze the awareness and perceptions of the Japanese people regarding the subject. This research was carried out with the goal of performing investigations and analyses of such awareness and perceptions, and using them to consider the desirable future state of projects for the "spread of the Japanese language" overseas.

研究分野：言語政策論

キーワード：日本語教育 日本語普及 言語政策

1. 研究開始当初の背景

日本の言語政策のひとつに、海外に対する「日本語の普及」がある。この「日本語の普及」という表現が日本の法律で初めて用いられたのは、1972年に制定された「国際交流基金法」(1972年法律第48号)においてである。同法は国際交流基金(The Japan Foundation)という特殊法人の設立を定めた法律であるが、同基金は、その「国際文化交流事業」(同法第1条)の一環として、海外に対する「日本語の普及」(同法第23条)を行うとされた。

この「国際交流基金法」は2003年に廃止された。しかし、「国際文化交流事業」および「日本語の普及」という表現は、国際交流基金の組織形態を、それまでの特殊法人から独立行政法人に改めるため、2002年に制定された「独立行政法人国際交流基金法」(2002年法律第137号)に引き継がれている。すなわち、「国際文化交流事業」の一環としての「日本語の普及」という営みは、かかる表現が法律の中で使用されるようになってからでも、40年以上の歴史を有しているのである。また、「日本語の普及」事業の所管官庁である外務省や、同事業の実施主体である国際交流基金は、その広報活動等において、「日本語の普及」事業の「必要性」や「重要性」を強調している。

しかし、その「日本語の普及」という営みの目的や実施方法・実施規模に関しては、国民的あるいは社会的な政策論争の対象となることが、これまでほとんどなかった。たとえば国会においては、「国際交流基金法」あるいは「独立行政法人国際交流基金法」の法案が審議された1972年および2002年の常会においてすら、「日本語の普及」に関しては、ほとんど議論されることがなく、それは、ドイツ語普及の意義や目的が折にふれて国会で議論されるドイツ連邦共和国(西独を含む)の場合と著しい対照をなしている。

21世紀に入ると、自由民主党や民主党などの主要政党が、その選挙公約やマニフェストの中で、「日本語の普及」について触れるようになった。しかし、そこでは「日本語の普及」を「重視」と述べられているだけで、どのような目的あるいは理由から「日本語の普及」を「重視」するのか、また、どのような方法・規模で「日本語の普及」を実施するのかという点については、全く触れられていない。

このような傾向は、経済界や報道界の場合も同様である。たしかに、留学生や技術研修生の受入拡大をめざした、あるいは21世紀に入ってからは、日本の少子高齢化に伴う労働力不足を緩和するための技能者(看護師・介護士)等の受入拡大を目的とした「渡日前日本語教育」の分野については、その意義等に関する議論が見られるものの、それ以外の「日本語の普及」に関しては、その目的や実施方法・実施規模に関する議論がほとんど行

われていない。

このように、「日本語の普及」という事業に関しては、官界や政界の関係者を中心に、その「必要性」や「重要性」が唱えられることはあるものの、当該事業の目的や実施方法・実施規模が国民的あるいは社会的な政策論争の対象となることは、これまでほとんどなかったのである。

むしろ、政策論争の対象となることがなかったという点からは、「日本語の普及」という営みの「重要性」や「必要性」が、日本国民の間で「自明のこと」とされているからだと考えることもできる。しかし、その一方で、それを否定するような調査結果もある。

文化庁が2000年に実施した「国語に関する世論調査」によれば、「近年、海外で日本語を学ぶ人が非常に増えており、現在では数百万人にも達すると言われております。あなたは、これから世界中で日本語を学ぶ人がもっと増えていくとよいと思いませんか、それともそうは思いませんか」と尋ねたところ、81.8%の人が「そう思う」と回答している。すなわち、海外で日本語学習者が増加するという現象それ自体は歓迎されていると言うことができるのだが、その一方で、総理府(当時)が1993年に実施した「国際文化交流に関する世論調査」によれば、「今後の国際文化交流の重点分野」(複数回答可)として、「海外への日本語の普及」をあげた者の割合は12.2%、また、外務省が2011年に実施した「広報文化交流に関する意識調査」でも、「広報文化事業で力を入れていくべき分野」(複数回答可)として、「日本語普及」を選んだ者は14.6%に過ぎなかった。

すなわち、これら3つの調査結果を考えあわせるならば、多くの国民は、海外で日本語学習者が「増える」、あるいは日本語が普及するという現象それ自体は歓迎しているが、海外で日本語学習者を「増やす」、あるいは日本語を普及するという事業または営みに対しては、必ずしも積極的に支持しているわけではないと言うことができる。換言すれば、「日本語の普及」事業を「重要」あるいは「必要」と考えている官界や政界の認識と世論との間にズレが見られるのである。

むしろ、上記3つの世論調査は、実施時期や実施対象を異としており、単純に考えあわせていいものではない。ただし、「日本語の普及」に焦点を合わせた世論調査がこれまで実施されてこなかったのも事実である。すなわち、「日本語の普及」という営みに対する日本国民の世論は、今まで把握されていないのである。しかし、日本が今後も「日本語の普及」事業を継続していくのであれば、その前提として、日本の国民各層は「日本語の普及」という事業または営みに対して、どのような意識や認識を有しているのかという点を、調査・分析しておく必要があるものと考えられる。本研究の社会的意義は、まさにこの点にある。

2. 研究の目的

日本の言語政策のひとつに、海外に対する「日本語の普及」がある。また、日本政府やその関連機関は、この「日本語の普及」事業の「必要性」や「重要性」を、その広報活動等において強調しているのだが、かかる事業の目的や実施方法・実施規模については、国民的あるいは社会的な政策論争の対象となることが、これまでほとんどなかった。また、「日本語の普及」に焦点を合わせた世論調査も実施されたことがない。しかし、日本が今後も「日本語の普及」という営みを継続していくのであれば、それに対する国民各層の意識や認識についても調査・分析しておく必要がある。本研究は、その意識や認識に関する調査・分析を行い、もって海外に対する「日本語の普及」事業の将来的な在り方について展望することを目的とする。

3. 研究の方法

文献調査、インターネット調査

4. 研究成果

4-1 平成 26 年度

平成 26 年度は調査方法の妥当性について検証するため予備的な調査と文献調査を行い、2 本の論文を発表した。このうちのひとつ「海外への「日本語の普及」に関する日本人大学生の意識調査」(埼玉大学日本語教育センター紀要、査読無、第 9 号、pp.29-37、2015)は、翌年度以降の調査の妥当性を検証するための予備調査として実施したものである。また、もうひとつの論文「オーストラリアの日本語教育を日本の新聞はどのように報道してきたか - その 100 年の変遷 -」(オーストラリア研究、査読有、第 28 号、pp.54-66、2015)は、過去 100 年の間に、日本の新聞社はオーストラリアの日本語教育に関し、何に関心を示したのか、また何を報道し、何を報道してこなかったのかを分析したものである。

オーストラリアの公的機関における日本語教育は、第一次世界大戦中に始まった。すなわち、それまで日本の中学校や高等学校で英語教育に従事するとともに、日本近世史に関する書籍も著わしていた日本研究者のジェームズ・マードック (James Murdoch) がオーストラリア政府に招聘されて、1917 年に陸軍士官学校とシドニー大学で日本語教育を開始したのが、その嚆矢である。そして、同国における日本語学習者の数は、それから約 100 年後の 2012 年には約 30 万人に達し、オーストラリアは、日本語学習者数の多さという点で、世界第 4 位に位置することになった。

このように、21 世紀の初めには世界有数の日本語学習人口を抱えるに至ったオーストラリアの日本語教育には、100 年ほどの歴史があるのだが、この間、日本の新聞社もオース

トラリアの日本語教育に関心を示し、その状況を折に触れて報道してきた。

この論文では、日本の新聞社はオーストラリアの日本語教育に関し、何に関心を示したのか、また何を報道し、何を報道してこなかったのかを分析した。そして、それによってオーストラリアの日本語教育事情を報じた日本の新聞記事には、どのような特徴があったのかを明らかにした。

4-2 平成 27 年度

平成 27 年度は、平成 26 年度に実施した予備調査等に基づき本調査 (インターネット調査) を実施し、その結果を 3 本の論文にまとめるための準備・執筆作業を行った。

4-3 平成 28 年度

平成 27 年度に準備・執筆した論文 3 本を発表した。

まず、「海外への「日本語の普及」に対する日本国民の意識 - インターネット調査の結果から -」(日本語教育、査読有、163 号、pp.17-31、2016) は、海外への「日本語の普及」という言語政策に関する日本国民の意識について調査した結果を報告したものである。

海外に対する「日本語の普及」は、今日、国際文化交流事業の「重点領域の一つ」とされている。しかし、この「日本語の普及」という営みに対する日本国民の意識に関しては、それに焦点を合わせた総合的かつ大規模な調査が、過去に一度も実施されたことがない。

このような状況を踏まえ、本論文では日本国籍を有する成年男女約 5,400 人を対象に、彼らの日本語普及事業に対する意識に関し、インターネット調査を行った。その結果、日本語学習者を「増やす」という営み (日本語普及事業) は、国際文化交流事業全体の中で必ずしも優先度の高い事業とは見なされていないこと、また、とくに若い世代において、日本語学習者が「増える」という現象に比べて高くは評価されていないこと等がわかった。さらには、日本語普及事業のみならず、日本語学習者の増加という現象に対しても、世代間で意識の違いがあることがわかった。

この論文では調査結果の報告を主としていた。このため、その調査結果に関する考察として、2 本の論文を発表した。

そのうちのひとつ、「国際文化交流事業における「言語」と「文化」 - 海外日本語普及意識調査の結果から考える -」(埼玉大学紀要 (教養学部) 査読無、第 52 巻第 1 号、pp.121-130、2016) は、海外への「日本語の普及」における言語観の問題について考察したものである。

「日本語の普及」という表現が日本の法律の中で初めて用いられたのは、1972 年に制定された「国際交流基金法」(1972 年法律第 48 号) の第 23 条においてである。これは、

「国際文化交流事業」(同法第 1 条)を行う目的から、国際交流基金(The Japan Foundation)という特殊法人を設立するために制定された法律であるが、この法律によって、「日本語の普及」(以下、「日本語普及」と言う)という営みは、「国際文化交流事業」の一環に位置づけられることになった。

2002 年には、国際交流基金の組織形態をそれまでの特殊法人から独立行政法人に改めるため、この「国際交流基金法」は廃止され、かわりに「独立行政法人国際交流基金法」(2002 年法律第 137 号)が制定された。しかし、後者の法律においても、「日本語の普及」という表現は用いられており、また、その位置づけも、「国際文化交流事業」の一環であることに変わりはない。

このように、1970 年代以降、日本語という「言語」の普及は、国際「文化」交流事業の一環として実施されているのだが、それでは、この国際文化交流事業における日本語普及の位置づけ、あるいは「言語」と「文化」の関係について、日本国民はどのように意識しているのだろうか。

この論文では、さきに記した調査(日本国籍を有する成年男女約 5,400 人を対象に実施したインターネット調査)の結果をもとに、この問題について考察した。

もうひとつの論文「日本語教育・日本語普及に関する言語政策の立案・実施過程における課題 - 日本語普及意識調査の結果から考える -」(埼玉大学日本語教育センター紀要、査読無、第 11 号、pp.63-77、2017)も、前述調査の結果についての考察を述べたものであり、この調査の結果をもとに、日本が行う言語政策の中でも、日本語非母語話者を対象とした政策(日本語教育・日本語普及に関する政策)に焦点をあて、その立案・実施過程における課題のひとつについて考察した。

4-4 平成 29 年度

平成 29 年度は、平成 27 年度に実施した本調査を補完するため、日本語普及を取り巻く環境についての調査(日本国内の日本語環境、日本語教育という活動に対する日本国民・日本居住者の意識・認識に関する調査)を行い、その結果を 2 本の論文にまとめ発表した。発表誌は『埼玉大学紀要(教養学部)』と『埼玉大学日本語教育センター紀要』である。

このうち前者の論文「外国人移住者と滞日留学生に対する言語政策についての日本国民の意識 - インターネット調査の結果から -」(埼玉大学紀要(教養学部) 査読無、第 53 巻第 1 号、pp.71-89、2018)は、日本国内における「人」と「教育」の「グローバル化」による言語環境の変化および言語政策の在り方に対する日本国民の意識について調査した結果の報告である。

法務省の在留外国人統計によれば、2016 年 6 月現在における滞日外国人数は 2,307,388 人(特別永住者を含む)である。

また、厚生労働省の外国人雇用届出状況によると、2016 年 10 月時点における滞日外国人労働者数は 1,083,769 人である。滞日外国人労働者数が 100 万人を突破したのは、同省が統計をとりはじめてから初めてのことであるが、日本の少子高齢化と、それに伴う労働力不足を理由に、さらに外国人労働者を増やすべきだとの意見がある。

一方、教育の分野では、日本の高等教育機関が教育の「グローバル化」あるいは外国人留学生数の増加を目的として、英語による授業のみで卒業・修了できる学部・学科・研究科の設置を進めている。

日本で進行しつつある、このような「人」と「教育」の「グローバル化」は、日本の言語環境を大きく変える可能性がある。また、言語に関する政策の修正や変更の必要性も惹起することになるものと思われるが、かかる言語環境の変化および言語政策の修正・変更の中身に対する日本国民の意識、すなわち現在のところは日本で生活している人々のマジョリティーであるところの日本国民が、どのような意識を有しているのかという点については、大規模かつ包括的な調査が行われたことがない。

このような状況を考慮し、本論文においては、「人」と「教育」の「グローバル化」による言語環境の変化と言語政策の在り方に対する日本国民の意識について調査した結果の概要を報告した。

もうひとつの論文「日本語教育という活動に対する日本居住者の意識について - インターネット調査の結果から -」(埼玉大学日本語教育センター紀要、査読無、第 12 号、pp.3-13、2018)では、「日本語教育」という活動についての「社会的認知」について調査した。

公益社団法人日本語教育学会は、2017 年 3 月に発表した『公益社団法人日本語教育学会理念体系 - 使命・学会像・全体目標・2015-2019 年度事業計画 -』において、「日本語教育の社会的認知を高める」ことを事業方針のひとつに掲げた。また、そのための活動を「社会啓発」事業の一環として実施するとした。

日本語教育学会が「日本語教育の社会的認知を高める」ことを事業方針のひとつに掲げたのは、その前提として、現在は「日本語教育の社会的認知」が低い、あるいは少なくとも高くはないという認識が存在するからだろう。

しかし、その認識は正しいのだろうか。「日本語教育の社会的認知」は本当に高くないのか。この「日本語教育の社会的認知」という点に関しては、これまで大規模かつ包括的な調査が実施されたことがないのが実状である。すなわち、日本語教育学会は「日本語教育の社会的認知」は低い(高くない)ということ「暗黙」の前提とした上で、換言すれば、「日本語教育の社会的認知」の高低ある

いは程度に関する基礎データを欠いたまま、その「社会的認知を高める」ことを事業方針のひとつに設定したとすることができる。

上記のように、日本語教育学会は「日本語教育の社会的認知を高める」ことを事業方針のひとつに掲げた。しかし、それを実現するための具体的な行動計画は示していない。おそらく、これも「日本語教育の社会的認知」が現在どの程度まで実現しているのか(あるいは実現していないのか)という点に関する基礎データを欠いた状態で、「日本語教育の社会的認知を高める」という事業方針を決めたことに由来するのではないかと思われる。

このような状況を考慮し、この論文では、現在の日本社会において、とくに、これからの日本社会を担うことになる若い世代の人々の間で、「日本語教育」という活動がどの程度まで、あるいは、どのように認識されているのかという点に関する調査の結果を報告した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

嶋津拓、日本語教育という活動に対する日本居住者の意識について - インターネット調査の結果から -、埼玉大学日本語教育センター紀要、査読無、第12号、pp.3-13、2018

嶋津拓、外国人移住者と滞日留学生に対する言語政策についての日本国民の意識 - インターネット調査の結果から -、埼玉大学紀要(教養学部)、査読無、第53巻第1号、pp.71-89、2018

嶋津拓、日本語教育・日本語普及に関する言語政策の立案・実施過程における課題 - 日本語普及意識調査の結果から考える -、埼玉大学日本語教育センター紀要、査読無、第11号、pp.63-77、2017

嶋津拓、国際文化交流事業における「言語」と「文化」 - 海外日本語普及意識調査の結果から考える -、埼玉大学紀要(教養学部)、査読無、第52巻第1号、pp.121-130、2016

嶋津拓、海外への「日本語の普及」に対する日本国民の意識 - インターネット調査の結果から -、日本語教育、査読有、163号、pp.17-31、2016

嶋津拓、オーストラリアの日本語教育を日本の新聞はどのように報道してきたか - その100年の変遷 -、オーストラリア研究、査読有、第28号、pp.54-66、

2015

嶋津拓、海外への「日本語の普及」に関する日本人大学生の意識調査、埼玉大学日本語教育センター紀要、査読無、第9号、pp.29-37、2015

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

嶋津拓 (SHIMAZU, Taku)
埼玉大学・大学院人文社会科学研究所・教授
研究者番号： 90437848

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()